(c)　高さ等　高さ８ｍ又は軒高４ｍ以上の木造建築物で、屋根勾配は６寸勾配以上の構造。

(d)　上記(a)から(c)までは同一工事であること。

特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(a)から(d)までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体・外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

⑥　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑦　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(1)⑤(a)及び(b)又は(a)及び(c)の要件を満たす工事（民間実績も可とする。）に監理技術者等の工事作業全体の指導監督的立場で従事した業務実績又はその補助者として従事した業務実績を有するものであること。ただし、上記(1)⑤(a)及び(b)又は(a)及び(c)は同一工事の実績であること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記①から③の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3　入札手続等

(1)　担当部局　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１　宮内庁管理部管理課経理係　電話03―3213―1111　ＦＡＸ03―3213―1260

(2)　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成31年３月13日から同年４月１日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

②　交付場所　(1)に同じ。

③　交付方法　交付資料は、全て貸与とし、交付の際は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。なお、交付資料は、その目的が無くなった時（入札日又は、入札参加を取り止めた時）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。

(3)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成31年３月13日から同年４月１日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

②　提出場所　(1)に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(4)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成31年４月９日から同年５月９日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（最終日は入札書受付締切時刻である正午まで）。

②　提出先　(1)に同じ

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5)　入札及び開札の日時並びに場所等

①　入札日時　競争参加資格の確認通知を受けた日より、平成31年５月９日正午まで。

②　入札場所　(1)に同じ。

③　開札日時　平成31年５月10日午前10時

④　開札場所　管理部会議室（宮内庁庁舎２階）

⑤　入札方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

4　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4)　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、当庁は入札参加者を対象に事情聴取等の調査を行い、その結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5)　入札結果保留に伴う調査への協力義務　予決令第85条の基準を下回った入札があった場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

(6)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格を満たす技術者の配置を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

(7)　配置予定の主任技術者又は監理技術者との雇用関係の確認を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

(8)　契約書作成の要否　要。

(9)　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

(10)　関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(11)　特定ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12)　詳細は入札説明書による。